⑶　⑵に関し、募集に際して一定の能力を有することを条件とすることについては、当該条件が当該企業において業務遂行上特に必要なものと認められる場合には、障害者であることを理由とする差別に該当しない。一方、募集に当たって、業務遂行上特に必要でないにもかかわらず、障害者を排除するために条件を付すことは、障害者であることを理由とする差別に該当する。

⑷　なお、事業主と障害者の相互理解の観点から、事業主は、応募しようとする障害者から求人内容について問合せ等があった場合には、当該求人内容について説明することが重要である。また、募集に際して一定の能力を有することを条件としている場合、当該条件を満たしているか否かの判断は過重な負担にならない範囲での合理的配慮（法第36条の２から第36条の４までの規定に基づき事業主が講ずべき措置をいう。以下同じ。）の提供を前提に行われるものであり、障害者が合理的配慮の提供があれば当該条件を満たすと考える場合、その旨を事業主に説明することも重要である。

2　賃金

⑴　「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として使用者が船員に支払う全てのものをいう。

⑵　賃金の支払に関し、次に掲げる措置のように、障害者であることを理由として、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとすることは、障害者であることを理由とする差別に該当する。ただし、12に掲げる措置を講ずる場合については、障害者であることを理由とする差別に該当しない。

イ　障害者であることを理由として、障害者に対して一定の手当等の賃金の支払をしないこと。

ロ　一定の手当等の賃金の支払に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。

3　配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）

⑴　「配置」とは、船員を一定の職務に就けること又は就いている状態をいい、従事すべき職務における業務の内容及び乗り組む船舶を主要な要素とするものである。

なお、配置には、業務の配分及び権限の付与が含まれる。また、派遣元事業主が、船員派遣契約に基づき、その雇用する派遣船員に係る船員派遣をすることも、配置に該当する。

「業務の配分」とは、特定の船員に対し、甲板部、機関部、事務部等が所掌している複数の業務のうち一定の業務を割り当てることをいい、日常的な業務指示は含まれない。

また、「権限の付与」とは、船員に対し、一定の業務を遂行するに当たって必要な権限を委任することをいう。

⑵　配置に関し、次に掲げる措置のように、障害者であることを理由として、その対象を障害者のみとすることや、その対象から障害者を排除すること、その条件を障害者に対してのみ不利なものとすることは、障害者であることを理由とする差別に該当する。ただし、12に掲げる措置を講ずる場合については、障害者であることを理由とする差別に該当しない。

イ　一定の職務への配置に当たって、障害者であることを理由として、その対象を障害者のみとすること又はその対象から障害者を排除すること。

ロ　一定の職務への配置に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。

ハ　一定の職務への配置の条件を満たす船員の中から障害者又は障害者でない者のいずれかを優先して配置すること。

4　昇進

⑴　「昇進」とは、企業内での船員の位置付けについて下位の職階から上位の職階への移動（一等航海士から船長、事務員から主席事務員又は事務長等への移動）を行うことをいう。昇進には、職制上の地位の上方移動を伴わないいわゆる「昇格」も含まれる。

⑵　昇進に関し、次に掲げる措置のように、障害者であることを理由として、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとすることは、障害者であることを理由とする差別に該当する。ただし、12に掲げる措置を講ずる場合については、障害者であることを理由とする差別に該当しない。

イ　障害者であることを理由として、障害者を一定の役職への昇進の対象から排除すること。

ロ　一定の役職への昇進に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。

ハ　一定の役職への昇進基準を満たす船員が複数いる場合に、障害者でない者を優先して昇進させること。

5　降格

⑴　「降格」とは、企業内での船員の位置付けについて上位の職階から下位の職階への移動を行うことをいい、昇進の反対の措置である場合と、昇格の反対の措置である場合の双方が含まれる。

⑵　降格に関し、次に掲げる措置のように、障害者であることを理由として、その対象を障害者とすることや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとすることは、障害者であることを理由とする差別に該当する。ただし、12に掲げる措置を講ずる場合については、障害者であることを理由とする差別に該当しない。

イ　障害者であることを理由として、障害者を降格の対象とすること。

ロ　降格に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。

ハ　降格の対象となる船員を選定するに当たって、障害者を優先して対象とすること。

6　教育訓練

⑴　「教育訓練」とは、事業主が、その雇用する船員に対して、その船員の業務の遂行の過程外（いわゆる「オフ・ザ・ジョブ・トレーニング」）において又は当該業務の遂行の過程内（いわゆる「オン・ザ・ジョブ・トレーニング」）において、現在及び将来の業務の遂行に必要な能力を付与するために行うものをいう。

⑵　教育訓練に関し、次に掲げる措置のように、障害者であることを理由として、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとすることは、障害者であることを理由とする差別に該当する。ただし、12に掲げる措置を講ずる場合については、障害者であることを理由とする差別に該当しない。

イ　障害者であることを理由として、障害者に教育訓練を受けさせないこと。

ロ　教育訓練の実施に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。

ハ　教育訓練の対象となる船員を選定するに当たって、障害者でない者を優先して対象とすること。

7　福利厚生

⑴　「福利厚生の措置」とは、船員の福祉の増進のために定期的に行われる金銭の給付、住宅の貸与その他の船員の福利厚生を目的とした措置をいう。

⑵　福利厚生の措置に関し、次に掲げる措置のように、障害者であることを理由として、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとすることは、障害者であることを理由とする差別に該当する。ただし、12に掲げる措置を講ずる場合については、障害者であることを理由とする差別に該当しない。

イ　障害者であることを理由として、障害者に対して福利厚生の措置を講じないこと。

ロ　福利厚生の措置の実施に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。

ハ　障害者でない者を優先して福利厚生の措置の対象とすること。

8　退職の勧奨

⑴　「退職の勧奨」とは、雇用する船員に対し退職を促すことをいう。

⑵　退職の勧奨に関し、次に掲げる措置のように、障害者であることを理由として、その対象を障害者とすることや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとすることは、障害者であることを理由とする差別に該当する。ただし、12に掲げる措置を講ずる場合については、障害者であることを理由とする差別に該当しない。

イ　障害者であることを理由として、障害者を退職の勧奨の対象とすること。

ロ　退職の勧奨に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。

ハ　障害者を優先して退職の勧奨の対象とすること。